

令和7年神審第25号

裁 決

モーターボートAのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和6年11月17日05時11分

兵庫県東播磨港南西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 5.6トン

登録長 8.77メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 324キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画右舷側に舵輪、舵輪前部にGPSプロッター、レーダー及び魚群探知器画像が表示できるモニターを、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首1.0メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和6年11月17日04時50分兵庫県姫路市所在のマリーナを発し、明石海峡付近の釣り場に向かった。

ところで、東播磨港南西方沖合には、東播磨港伊保灯台（以下「伊保灯台」という。）から145.5度（真方位、以下同じ。）1.80海里、164.5度2.24海里、174度1.96海里、153.5度1.44海里的各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの間、X漁業協同組合ほか4つの漁業協同組合が兵庫県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第15号と称する漁場区域（以下「15号漁場区域」という。）が設定されてのり養殖業が行われており、15号漁場区域の周囲には、灯色が黄色、周期が4秒1閃光、光達距離が5.5キロメートルの簡易標識灯が16基設置されており、四隅の簡易標識灯は、灯器の水面上高さが約2.7メートルで、中間の同灯は、灯器の水面上高さが約2.3メートルであった。

また、AのGPSプロッターは、2海里四方が映る尺度にすると15号漁場区域が表示されるようになっていた。

発航に先立ち、a受審人は、15号漁場区域の存在について承知していなかったが、一度東播磨港南西方沖合を航行したときに、のり養殖施設を見掛けなかったことから、航行予定海域に障害物はなく、無難に航行できるものと思い、ヨット・モーターボート用参考図

等で15号漁場区域や、他の漁場区域を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、夜間の航行経験がなかったため、目視で針路目標がとりやすい陸岸寄りを航行することとし、レーダー及びGPSプロッターを作動させて舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、05時05分半伊保灯台から205度1.55海里の地点で、針路を114度に定め、12.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

こうして、a受審人は、15号漁場区域に向首して接近する状況となって続航し、05時10分少し前伊保灯台から175度1.77海里の地点に至ったとき、船首方に簡易標識灯の灯光を認め、同灯光を避けるため針路を090度に転じたものの、05時11分伊保灯台から167度1.81海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、15号漁場区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、右舷プロペラ翼に擦過傷を、のり養殖施設はのり網に切損等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件のり養殖施設損傷は、夜間、明石海峡に向けて姫路市所在のマリーナを発航する際、水路調査が不十分で、15号漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、明石海峡に向けて姫路市所在のマリーナを発航する場合、区画漁場区域があることを全く知らず、15号漁場区域の

存在についても承知していなかったのだから、ヨット・モーターボート用参考図等で15号漁場区域や、他の漁場区域を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、東播磨港南西方沖合を航行したときに、のり養殖施設を見掛けなかったことから、航行予定海域に障害物はなく無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、15号漁場区域に向首進行してのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月8日

神戸地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾